

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	市内一円情報板修繕	04:電気工事	西淀川 淀川 東淀川 北港 大正 西成 東住吉 平野	星和電機(株) 関西支社	19,239,000	令和7年1月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	大阪市中央卸売市場本場西棟環境配慮改修工事-2(緊急)	02A:建築工事	福島区	大成建設(株) 関西支店	1,991,000,000	令和7年1月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K15	
3	大阪市中央卸売市場東部市場直流電源設備修繕	04:電気工事	東住吉区	(株)GSユアサ 関西支社	5,940,000	令和7年1月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	令和6年度 舞洲スラッジセンター4号汚泥溶融炉No.2空気圧縮機修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	メタウォーター(株) 関西営業部	4,620,000	令和7年1月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	福島区老人福祉センター他2施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	福島区	東芝エレベータ(株) 関西支社	52,580,000	令和7年1月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	令和6年度 大阪市役所本庁舎泡消火設備修繕	09E:消防施設工事	北区	(株)初田製作所 大阪支店	8,250,000	令和7年1月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	大阪市中央卸売市場南港市場仲卸棟個人冷蔵庫冷却設備改修工事(緊急)	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	不二熱学サービス(株)	17,600,000	令和7年1月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K9	
8	堂島大橋ライトアップ設備修繕	04:電気工事	北区	ウシオライティング(株)	10,285,000	令和7年1月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	令和6年度 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西成区	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	466,400,000	令和7年1月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	C6・7-1号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	川重ファシリテック(株)	7,700,000	令和7年1月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	大阪市中央卸売市場本場塵芥処理設備修繕	09D:機械器具設置工事	福島区	新明和工業(株) 流体事業部営業本部関西支店	5,390,000	令和7年1月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	令和6年度 住之江下水処理場第2沈砂池No.1-A,2-B雨水排水用機械スクリーン設備工事	09B:上下水道施設工事	住之江区	(株)日立プラントサービス 関西支店	90,200,000	令和7年1月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
13	中泉尾小学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	大正 阿倍野 福島 住之江	東芝エレベータ(株) 関西支社	88,682,000	令和7年1月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	大阪市立大正会館 舞台吊物設備修繕	09D:機械器具設置工事	大正区	三晃工業(株)	17,596,876	令和7年1月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	令和6年度 千島下水処理場外4か所制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	大正区 城東区 淀川区 東成区	協和機電工業(株) 大阪支店	59,400,000	令和7年2月3日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
16	大阪市立大阪ブルーろ過設備(高度水処理システム【薬剤注入装置】)修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	港区	ミウラ化学装置(株)	20,900,000	令和7年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	大阪市立東成区民センター空調機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東成区	ダイキン工業(株) サービス本部 西日本 サービス部	4,950,000	令和7年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	令和6年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕	09D:機械器具設置工事	東住吉区	(株)前川製作所 関西支店	4,950,000	令和7年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	令和6年度大阪市中央卸売市場本場自動火災報知設備修繕	09E:消防施設工事	福島区	ニッタン(株) 関西支社	5,999,400	令和7年2月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	港中学校ほか1校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	港区 都島区	(株)日立ビルシステム 関西支社	47,300,000	令和7年2月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	令和6年度 海老江下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	此花区 西淀川区	三菱電機(株) 関西支社	246,400,000	令和7年2月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	令和6年度 十八条下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	淀川区 東淀川区	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	496,650,000	令和7年2月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	苅田小学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住吉 西	三精テクノロジーズ(株)	67,100,000	令和7年2月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	東成区老人福祉センター他1施設昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東成区	東芝エレベータ(株) 関西支社	44,660,000	令和7年2月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	咲洲ペDESTリアンデッキ(トレードセンター前駅)1号機外昇降機設備更新工事	09A:昇降機設置工事	住之江区	東芝エレベータ(株) 関西支社	166,100,000	令和7年2月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場市ボイラー設備修繕(その2)	05:給排水衛生冷暖房工事	住之江区	(株)日本サーモエナー 関西支社	3,024,560	令和7年2月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
27	大正西中学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	大正 都島 城東	日本オーチス・エレベータ(株) 西日本支社	78,111,000	令和7年2月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
28	喜連保育所仮園舎設置に係る地下埋設物撤去工事	02A:建築工事	平野区	(株)オービス 大阪営業所	3,850,000	令和7年2月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K10	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
29	高殿小学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	旭 大正 淀川	三菱電機ビルソリューションズ(株) 関西支社	77,484,000	令和7年2月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
30	喜連西小学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	平野 西淀川 城東 天王寺	日本エレベーター製造(株) 大阪営業所	78,416,800	令和7年2月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
31	体験型研修センター浄水施設棟シーケンサ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	前澤工業(株) 大阪支店	14,047,000	令和7年2月18日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
32	水質情報システム機能増強工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	三菱電機(株) 関西支社	21,890,000	令和7年2月20日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
33	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(1工区)築造工事(その18)	01:土木工事	住之江区	大林・鴻池・五洋・久本 特定建設工事共同企業体	2,055,900,000	令和7年2月21日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	○
34	令和6年度 海老江下水処理場外12か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	福島区 西淀川区 住之江区 城東区 都島区 東成区	東芝インフラシステムズ(株) 関西支社	504,350,000	令和7年2月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
35	柴島浄水場下系硫酸ばんど・かせいソーダ注入設備改良等に伴う既設浄水管理設備改造工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)日立製作所 関西支社	179,300,000	令和7年2月27日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
36	令和6年度 住之江下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	住之江区 港区 城東区 中央区 西淀川区	(株)日立製作所 関西支社	504,900,000	令和7年2月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
37	令和6年度 城東配水場特別高圧受変電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	鶴見区	三菱電機プラントエンジニアリング(株) 西日本本部	116,600,000	令和7年3月5日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
38	令和6年度 放出下水処理場外10か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 東成区 西淀川区 大正区 西成区 港区	(株)明電舎 関西支社	484,000,000	令和7年3月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
39	柴島浄水場下系オゾン設備改良に伴う既設高度浄水処理施設監視制御設備外改造工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	350,900,000	令和7年3月7日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
40	耐震性貯水槽(八幡屋公園400mm他1箇所)緊急遮断弁修繕	09B:上下水道施設工事	港区 天王寺区	(株)栗本鐵工所	12,100,000	令和7年3月13日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	

随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称

市内一円情報板修繕

2. 契約の相手方

星和電機（株）

3. 随意契約理由

本修繕は、市内一円に設置されている情報板において老朽化により部品が劣化し機能の維持保障が出来なくなった為、不良箇所の修繕を行なうものである。

本設備は、星和電機（株）が設計製作しており、修繕にあたっては製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の独自技術を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要もあることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話番号：06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場西棟環境配慮改修工事－2（緊急）

2 契約の相手方

大成建設株式会社

3 随意契約理由

令和5年4月に市場西棟4階事業者倉庫区域の部分火災により発生した火災のごみである耐火被覆材から石綿の含有が判明し、市場西棟全域を調査した結果、規制対象となる含有量を超えた石綿の含有が判明した。

労働基準監督署からは、労働安全衛生法に基づき、石綿の除去、封じ込め、囲いこみ等石綿対策の速やかな実施について行政指導を受けている。

同様に、本市関係部局からも「市設建築物の石綿含有吹付け材等に係る維持管理基準」を満たしていないため、指導を受けており、早急に対策を行う必要がある。

令和5年度には、市場西棟のうち、火災発生区域及び配管に水漏れが発生している箇所について、先行して石綿対策を行ったところであるが、今年度以降、剥落リスクが高い残る箇所について石綿対策を行っていくものである。

中央卸売市場の特性上、同施設を閉鎖し長期工事の実施は不可能であることや、競争入札による場合には詳細な設計など入札準備に1年以上の時間を要することで、その間に石綿を含有した粉じんの飛散ばく露等が発生した場合は、市場関係者の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼす恐れがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当するため、随意契約を締結する。

契約の相手方については、工事規模に対応する施工管理能力が求められ、かつ、緊急性を要するため、本市からの指示後、人員及び資機材の確保を行い迅速な現場着手に対応可能であることが求められる。さらに、市場の機能運営をできるだけ止めずに施工を行う必要があり、市場運営への影響を最小にするため、卸売市場特有の壁のない大空間に小規模な施工区域を設定し、効率的に順送りで工事を行う計画力と、施工区域と営業区域が隣接しあっていることから石綿を飛散させることなく工事を実施するための施工技術が求められる。

以上の点を鑑み、本市入札参加有資格者のうち、全国規模で支店を有し営業を行っている大手ゼネコン、市場施設工事の元請け実績を有する業者、及び令和5年度の工事で採用した石綿繊維を非針状化することにより無害化が図れるCAS工法の実績がある業者（計35者）を対象に対応が可能な聴き取り調査を行い、対応可

能との回答があった唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場 本場設備グループ（電話番号 06-6469-7965）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場直流電源設備修繕

2 選定業者

(株)GSユアサ

3 随意契約理由

本修繕は、場内停電時の非常照明設備用の電源、受変電設備の制御用電源として(株)GSユアサが製作及び施工した直流電源設備のうち、既存の制御弁式据置鉛蓄電池の取り替え、それに伴う直流電源盤内の部品の取替を行うものである。

修繕にあたっては、既存の設備及び直流電源回路を利用することから、内部構造を十分に理解している必要があり、また、非常時の直流負荷の運転を保障する必要もある。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、製作した(株)GSユアサのみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備グループ(電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 工事名称

令和6年度 舞洲スラッジセンター4号汚泥溶融炉No.2 空気圧縮機修繕

2 契約相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

今回修繕を行う空気圧縮機は溶融炉各種設備へ空気を圧送するための設備であり、溶融炉本体とお互いに複雑にシステム化されて稼働するものである。

本修繕は、長時間の運転により損傷した空気圧縮機の性能維持のため必要となる修繕を行うものである。

本設備は日本碍子（株）が設計製作及び施工したものであり、日本碍子（株）の事業継承会社であるメタウォーター（株）のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、メタウォーター（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

福島区老人福祉センター他2施設昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、福島区老人福祉センター他2施設に設置されている油圧式エレベーターをロープ式エレベーターに更新改修を行うものである。

本エレベーターは施設来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市役所本庁舎泡消火設備修繕

2 契約の相手方

(株) 初田製作所

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎地下駐車場に設置している泡消火設備について経年劣化に伴う部品交換を行い、試運転調整を行うものである。

本設備は、(株) 初田製作所が製作・設置したものであり、修繕に当たっては、当該既存設備部分の機器の構造・規格及び機器構成に関する知識並びに技術が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、(株) 初田製作所のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場仲卸棟個人冷蔵庫冷却設備改修工事（緊急）

2 契約の相手方

不二熱学サービス（株）

3 随意契約理由

本工事は、仲卸棟個人冷蔵庫（以下、「本冷蔵庫」とする。）の冷却設備の一部が故障停止したため、故障した冷却設備の代替として、新たに冷却設備を追加する工事である。

故障した冷却設備は設置後約40年が経過し、製作メーカーにおいて、故障復旧のための交換部品の製作をしていないため、修理不可であることから、故障した冷却設備と同等の冷却能力を持つ冷却設備を本工事にてあらたに追加し、本冷蔵庫の保冷能力を維持させる。

本冷蔵庫は、場内で卸売業者から卸売をうけた仲卸業者や、せりに参加して卸売業者から卸売をうけた売買参加者が、購入した商品を冷蔵保管しておくための冷蔵庫である。商品の鮮度を保つため冷蔵庫内はチルド帯の温度を維持する必要があり、衛生管理上、冷却設備の機能維持は不可欠である。

しかしながら、追加する冷却設備は製作期間が約3か月必要なため、設備を新規製作すると、年末の繁忙期（11月中旬～12月中旬）において商品の保管場所が足りなくなることが予想される。そのため、現在新施設に設置されている同等能力を持つ未使用の冷却設備を、本冷蔵庫に移設することにより工期を短縮し、11月中旬までに復旧する。また、移設により失う新施設の冷却設備については、同等の冷却設備を別途製作し、製作完了後設置する。

移設元の新施設の冷却設備の施工を行った業者は、不二熱学サービス（株）であり、本冷蔵庫及び新施設は、枝肉冷却庫という特殊な冷却庫であるため、冷却設備の取り外し、及び仲卸棟冷蔵庫への移設、また製作した冷却設備を新施設に設置するには、同社の専門の知識及び技術が不可欠である。そして同社でなければ今回施工する新施設の冷却庫の冷却設備に対して、施工後の性能・作動状態・安全性（製造責任）に対して保証することが出来ない。

以上の理由により、本工事を施工できるのは上記業者のみであることから、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1. 修繕名称

堂島大橋ライトアップ設備修繕

2. 契約の相手方

ウシオライティング (株)

3. 随意契約理由

本件は、堂島大橋のライトアップ設備について、ライトアップ照明の調光不良及び不点箇所修繕を行うものである。

本設備は、ウシオライティング (株) が設計製作しており、修繕にあたっては製作会社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の独自技術を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要もあることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話番号: 06-6615-6465)

随意契約理由書

- 1 工事名称 : 令和6年度 津守下水処理場監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方 : 東芝インフラシステムズ(株)
- 3 随意契約理由 : 本工事は、津守下水処理場における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ(株)が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。

よって、東芝インフラシステムズ(株)と契約締結するものである。
- 4 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署 : 建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7894)

随意契約理由書

1. 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

川重ファシリテック（株）

3. 随意契約理由

本工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（C6・7岸壁）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

上記業者は当該クレーンを製造した川崎重工業（株）より荷役機械の補修に関する業務を移管されており、上記業者のみがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を与える箇所の点検及び調整等を的確に行えるものであり、責任の一元化にもつながる。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市場内に設置の塵芥処理設備について修繕を行うものである。

本設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 工事名称

令和6年度 住之江下水処理場第2沈砂池No.1-A,2-B 雨水排水用機械スクリーン設備工事

2 契約相手方

(株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回工事を行う第2沈砂池No.1-A,2-B 雨水排水用機械スクリーンは、沈砂池に流入する下水に含まれる夾雑物を除去する設備であるが、本設備においては長時間の使用により各部を著しく損傷しており、十分な機能を発揮できない状況にあることが判明した。そのため機械スクリーンの構成部品であるレーキ等の主要部品の取替を行い機能回復させ、加えて信頼性の向上を図るものである。

本設備は、(株)日立プラントサービスが設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である(株)日立プラントサービスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

中泉尾小学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、東芝エレベータ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

、 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大正会館舞台吊物設備修繕

2 契約の相手

三晃工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大正会館に設置している舞台吊物機構の一部部品と設備操作用機器の修繕を行うものである。

本設備は、三晃工業（株）が製作したものであり、舞台吊物機構の部品交換等や試験調整については、部品の形状や規格等は各社異なることから、製造事業者独自のノウハウや各装置の役割・構造・動作など、製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、製造事業者以外に修繕させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

以上のことから、本設備の修繕を実施できる業者は製造事業者である三晃工業（株）のみである。よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市大正区役所地域協働課地域協働グループ（06-4394-9743）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和6年度 千島下水処理場外4か所制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：協和機電工業㈱
- 3 随意契約理由：

本工事は、千島下水処理場外4か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる制御機能等を既設制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、協和機電工業㈱が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者である協和機電工業㈱と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7893）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立大阪プールろ過設備(高度水処理システム【薬剤注入装置】)修繕

2 契約の相手方

ミウラ化学装置(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立大阪プールに設置されている高度水処理システムについて、薬剤注入装置の取替を行うものである。

当施設の高度水処理システムは、ろ過設備を構成する機器の一部であり、塩素消毒によりプール水の清潔な状態を維持するため、残留塩素濃度を監視・制御し、自動で適量の次亜塩素を注入する薬剤注入装置と、次亜塩素を注入したことによって発生するプールの塩素臭や、遊泳者の目・皮膚の痛みの原因になる結合塩素を低減する水処理装置で構成されているものであるが、設置後 25 年以上が経過し、経年劣化により薬剤注入装置に動作不良が生じる恐れがあり、すでに部品の製造及び供給が停止されているため、取替を行う必要がある。

当施設のろ過設備については、自動制御システムで管理されており、既設高度水処理システムを含めた制御システムが構築されているため、既設高度水処理システム製造者のものを使用しなければ運転・管理が行えない。

また、機器並びに制御システムは、各社異なる設計思想に基づき製造されており、修繕対象機器の技術情報については、製造者であるミウラ化学装置(株)のみが有している。

以上の理由により、修繕後の性能、一連の作動状態、安全性に対する保証について、一貫して責任を持たせることができる唯一の事業者である上記業者と、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当(電話番号 06-6469-5147)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立東成区民センター空調機修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本業務は、東成区民センター屋上の空調室外機の修繕業務を行うものである。

空調室外機については、現在、インバーター不良により7台の使用ができず、停止している状態にあるため、早急に空調設備の部品更新を行う必要がある。

本業務の施工にあたっては、ダイキン工業（株）が独自の技術により設計・製作した機器や設備で、設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所市民協働課（電話番号：06-6977-9014）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕

2 契約の相手方

株式会社前川製作所

3 随意契約理由

本件は、水産卸売場棟低温化設備の定期保守点検において、各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、補修が必要であることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、株式会社前川製作所が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、株式会社前川製作所のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備グループ（電話番号 06-6756-3955）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場自動火災報知設備修繕

2 契約の相手方

ニッタン (株)

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されている自動火災報知設備の、部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるニッタン (株) のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるニッタン (株) と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ (電話番号 06-6469-7966)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

港中学校ほか1校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本昇降機設備は、(株) 日立ビルシステムが製造・設置したものである。昇降機設備設置から2.5年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 工事名称：令和6年度 海老江下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：三菱電機（株）

3 随意契約理由： 本工事は、海老江下水処理場外1か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、三菱電機（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者である三菱電機（株）と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7894）

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和6年度 十八条下水処理場外3か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、十八条下水処理場外3か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、東芝インフラシステムズ（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

荻田小学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三精テクノロジーズ(株)が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

東成区老人福祉センター他1施設昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、東成区老人福祉センター他1施設に設置されているロープ式エレベーターの更新改修を行うものである。

本エレベーターは老人福祉センター他1施設の来庁者が日常的に使用する設備であり、改修工事に伴うエレベーターの停止期間を短縮し、来庁者への影響を最小限に留めることが求められている。そのため、施工方法を検討した結果、既設部分の一部を残しつつ更新が必要となる部分のみを施工対象とした。また、全面的に改修を行う場合と比較して工事金額の削減を図ることも可能であり、最も経済的かつ合理的な施工方法である。

本工事において更新対象となる部分は制御装置や保安機器などの重要な機器であり、これらは存置となる部分と構造上密接不可分となっているとともに、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術で構成されている。そのため、本エレベーターの製造者が改修工事を施工することができる唯一の事業者であり、施工後の不具合等に対する責任の一元化を図ることも可能となる。

以上の理由により、本エレベーターの製造者である上記業者を本工事の契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲ペDESTリアンデッキ（トレードセンター前駅）1号機外昇降機設備更新工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、咲洲ペDESTリアンデッキ（トレードセンター前駅）外に設置された、合計3基の油圧式エレベーターをマシンルームレス型ロープ式エレベーターに更新するものである。

対象となる施設は、市民利用施設であるため、エレベーター停止期間を短くし、市民への影響を最小限にすることが求められている。そのため、本工事は既存エレベーター設備の一部を再利用することで、はつり工事等を省くことにより停止期間を短くすることができ、騒音対策も可能となる。

既存エレベーター設備を安全に再利用するには、既存エレベーターの設備状況等を熟知し、製造・施工した業者でなければ再利用することは不可能である。また、製造・施工した業者でなければ、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となる。

以上のことから、既設エレベーターを製造・施工し、現に保守点検を行い現場の状況等に精通して、責任施工の一元化を図ることのできる唯一の業者である東芝エレベータ（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課（電気）（電話番号 06-6568-9091）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場南港市場市ボイラー設備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）日本サーモエナー

3 随意契約理由

本修繕は、南港市場本館棟蓄熱槽室に設置されているボイラー設備の修繕を行うものである。

当該ボイラー設備は、と畜解体における消毒用の温水を作るための設備であるが、その基幹部品である温水配管のラインポンプ等が故障しており、温水を正常に供給することができない状態であるため、本修繕にてラインポンプ等の部品を新品に取り替えるとともに、試運転調整を行う。

当該機器については、（株）日本サーモエナーが製造したもので、本修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であり、同社でなければ施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは（株）日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号06-6675-2015）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大正西中学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

喜連保育所仮園舎設置に係る地下埋設物撤去工事

2 契約の相手方

(株) オービス

3 随意契約理由

公立保育所については、令和4年3月に「公立保育所民営化推進計画」を策定し、令和12年度末までに公立保育所（直営）を35か所とすることを目標に取り組みこととしており、このため、計画的に公立保育所の民営化を進めて行く必要がある。

喜連保育所の民営化に関しては、一時的に使用が可能な用地を確保して仮園舎を設置し、現喜連保育所を解体後、同敷地に民間法人が保育所建替えを行う計画としている。この建替えにあたっては令和9年12月を移管予定としており、現保育所解体工事、民間法人による保育所新園舎建設工事の期間を考慮すると、遅くとも令和7年6月中旬までには仮園舎への移転が必要と考えており、引っ越し期間等も考慮して、現在、(株)オービスと仮園舎借入契約を締結し、令和7年4月15日を園舎引渡日とし、翌16日から借入開始することで(株)オービスが設計・確認申請を行い、設置工事に着手したところである。

当該設置工事において、基礎等工事のための地面掘削を行ったところ、想定していなかった大量のガラや汚泥といった地下埋設物が存在することが判明した。これに伴い、当初想定していなかった喜連保育所仮園舎設置用地の地下埋設物撤去工事を行う必要が生じている。また、当初の移管計画に影響を及ぼさないためには、主体工事である仮園舎設置工事と地下埋設物撤去工事を並行して行う必要がある。

本工事であるが、喜連保育所仮園舎設置用地内の工事であり、設置工事の進入路は1か所しか確保できないため、仮園舎設置工事と同一の工事進入口から出入りする必要がある。また、施工場所の敷地に限りがあることから、通路、資材置場や工事場所が重複・輻輳し、両工事が錯綜することとなる。さらに、本工事と(株)オービスが施工する保育所建設基礎工事は施工上密接に関係しており、同一場所で工事を行うことから、施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

さらに、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が本工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 保育所再編整備グループ

(電話番号 06-6684-9058)

随意契約理由書

1 案件名称

高殿小学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三菱電機ビルソリューションズ(株)が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

喜連西小学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本エレベーター製造（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、上記業者が交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、同業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

- 1 案件名称
体験型研修センター浄水施設棟シーケンサ整備修繕
- 2 契約の相手方
前澤工業株式会社
- 3 随意契約理由
本修繕は、体験型研修センター浄水施設棟内に設置している浄水処理プラント設備を稼働するための制御装置（シーケンサ）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
当該設備は、前澤工業株式会社（以下、前澤工業という。）が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、製作者である前澤工業の専門知識及び技術を必要とする。
また、他の業者が本修繕を履行し、作業前後に機器の障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。
よって、修繕前後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は前澤工業となる。
以上のことから、上記業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 5 担当部署
水道局総務部職員課体験型研修センター
(電話番号06-6322-0576)

随意契約理由書

1 案件名称

水質情報システム機能増強工事

2 契約の相手方

三菱電機(株)

3 随意契約理由

本工事は、水質管理研究センターの移転に合わせ、既設水質情報システムの機能増強を行うものである。

当該設備は、三菱電機(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの機能増強は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機(株)以外では機能増強を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本機能増強工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本機能増強工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1. 工事名称

住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その18）

2. 契約の相手方

大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）築造工事（その17-1）に並行して雨水滯水池の仮設・作業構台撤去工並びに機械棟周辺の場内整備工等を行うものである。

本工事で撤去する仮設工（土留支保工、中央仮壁等）は、既往工事で実施している仮設工（地盤改良工・土留工）と一体となって効果を保ちながら、本工事を進めるものである。したがって、既往工事で施工している仮設工及び本工事で行う仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

また、有事の際の施工責任を明確に確保することが不可欠であるため既往工事で設置した仮設材については当該工事の受注者が引続き使用して施工しなければならない。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増加などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等によって、本市の事業を進める上で大きな不利益を被るため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一施工者による施工責任の連続性、かつ、瑕疵の明確化などの点から、本工事は継続工事との密接不可分な関係であり、同一施工者に履行させることにより工期の短縮、経費の削減が確保できると認められるため、上記相手方に随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

5. 担当部署

建設局 下水道部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）

【関連工事】

(1) 入札

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その1）
契約金額：金 356,895,000 円
契約番号：大契乙第 1600970 号
工期：平成 17 年 3 月 1 日～平成 18 年 9 月 29 日

(2) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その2）
契約金額：金 1,145,550,000 円
契約番号：大契乙第 1800371 号
工期：平成 18 年 9 月 29 日～平成 20 年 3 月 31 日

(3) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その3）
契約金額：金 864,570,000 円
契約番号：大契乙第 1900293 号
工期：平成 19 年 9 月 14 日～平成 20 年 12 月 19 日

(4) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その4）
契約金額：金 583,590,000 円
契約番号：大契乙第 2000703 号
工期：平成 20 年 12 月 15 日～平成 22 年 1 月 29 日

(5) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その5）
契約金額：金 358,995,000 円
契約番号：大契乙第 2100817 号
工期：平成 22 年 1 月 29 日～平成 23 年 11 月 30 日

(6) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その6）

契約金額：金 164,430,000 円
契約番号：大契乙第 2201059 号
工期：平成 23 年 3 月 16 日～平成 25 年 3 月 29 日

(7) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その7）

契約金額：金 81,826,500 円
契約番号：大契乙第 945 号
工期：平成 25 年 3 月 19 日～平成 25 年 9 月 30 日

(8) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その8）

契約金額：金 572,436,480 円
契約番号：大契乙第 390 号
工期：平成 25 年 9 月 20 日～平成 26 年 11 月 30 日

(9) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その9）

契約金額：金 474,120,000 円
契約番号：大契乙第 996 号
工期：平成 26 年 3 月 20 日～平成 27 年 2 月 28 日

(10) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体
工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）
築造工事（その10）

契約金額：金 620,902,800 円
契約番号：大契乙第 710 号
工期：平成 26 年 11 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日

(11) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）

築造工事（その11）

契約金額：金 595,756,080 円

契約番号：大契乙第 875 号

工期：平成 28 年 3 月 23 日～平成 29 年 3 月 31 日

(12) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）

築造工事（その12）

契約金額：金 108,630,720 円

契約番号：大契乙第 254 号

工期：平成 28 年 8 月 5 日～平成 29 年 2 月 28 日

(13) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）

築造工事（その13）

契約金額：金 3,304,972,800 円

契約番号：大契乙第 874 号

工期：平成 29 年 3 月 31 日～平成 31 年 3 月 31 日

(14) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）

築造工事（その14）

契約金額：金 1,085,400,000 円

契約番号：大契乙第 899 号

工期：平成 30 年 3 月 23 日～平成 31 年 10 月 31 日

(15) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）

築造工事（その15）

契約金額：金 2,204,432,000 円

契約番号：大契乙第 1027 号

工期：平成 31 年 3 月 22 日～令和 3 年 6 月 30 日

(16) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）

築造工事（その16）

契約金額：金 3,433,236,400 円

契約番号：大契乙第 18 号

工期：令和 3 年 6 月 11 日～令和 6 年 3 月 29 日

(17) 随意契約

契約相手方：大林・鴻池・五洋・久本特定建設工事共同企業体

工事名称：住之江下水処理場雨水滯水池並びに住吉川耐震護岸（1工区）

築造工事（その 17 - 1）

契約金額：金 1,117,600,000 円

契約番号：大契乙第 739 号

工期：令和 5 年 10 月 26 日～令和 8 年 1 月 31 日

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和6年度 海老江下水処理場外12か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由：

本工事は、海老江下水処理場外12か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者である東芝インフラシステムズ（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系硫酸ばんど・かせいソーダ注入設備改良等に伴う
既設浄水管理設備改造工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場下系硫酸ばんど・かせいソーダ注入設備改良及び柴島浄水場上系次亜塩素酸ナトリウム注入設備改良に伴い、既設浄水管理設備の改造を行うものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 工事名称：令和6年度 住之江下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）日立製作所

3 随意契約理由： 本工事は、住之江下水処理場外9か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設監視制御設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設監視制御設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設監視制御設備施工業者のみである。

よって、（株）日立製作所と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 城東配水場特別高圧受変電設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、城東配水場に設置している特別高圧受変電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

- 1 工事名称： 令和6年度 放出下水処理場外 10 か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方： (株) 明電舎
- 3 随意契約理由：

本工事は、放出下水処理場外 10 か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、(株) 明電舎が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設設備施工業者のみである。

よって、既設設備施工業者である(株) 明電舎と契約締結するものである。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署： 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7894)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系オゾン設備改良に伴う既設高度浄水処理施設監視制御設備外改造工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場下系オゾン設備改良に伴い既設高度浄水処理施設監視制御設備、運転操作設備の改造を行うものである。

当該設備は、メタウォーター（株）が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者であるメタウォーター（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

耐震性貯水槽（八幡屋公園 400 mm他 1 箇所）緊急遮断弁修繕

2 契約の相手方

株式会社栗本鐵工所

3 随意契約理由

本修繕は、八幡屋公園及び天王寺公園に設置している耐震性貯水槽の緊急遮断弁で確認されている機器の不具合について、修繕を行うものである。

当該設備は株式会社栗本鐵工所が製作したものであり、本修繕とその後の動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり、保証を持たせることができない。

よって、本修繕の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社栗本鐵工所が唯一の業者となる。

以上のことから、上記業者と契約締結を行う。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）